

諮問（不）第 50 号

答申（不）第 50 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 2 月 4 日付けて審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定処分（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

令和 8 年 1 月 13 日付け、請求人から、実施機関に対して、

開示を請求する保有個人情報の内容

対象期間：2009 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで

私は、自分に関する以下の個人情報を開示するよう請求します。この情報は、私が利用していた携帯電話回線やインターネット回線に関連して、警察が職務上作成または取得したもので、私を特定できるものです。

1. 私が契約している（いた）通信回線について、警察が通信会社やその他の事業者に対して犯罪捜査目的で照会や情報提供の依頼（捜査関係事項照会書を含むが、それに限定されない）を行ったかどうかがわかる記録。

2. 上記 1 で照会や依頼が行われていた場合、その照会や依頼に関する警察が持っている記録で、以下の事項が記載されたもの。

(1) 照会や依頼の相手となった事業者の名前

(2) 照会や依頼を行った年月日

(3) 照会や依頼の対象となった情報の内容（項目）

(4) その照会や依頼に対して、実際に情報が提供されたかどうか

(5) 情報が提供された場合、その提供された情報の概要

3. 上記 1・2 に関連して、照会や依頼の実施・管理・対応状況を確認するために警察内部で作成または受け取った記録で、以下のものを含む文書。

照会や依頼が行われた事実を記録した文書

照会先や照会内容を管理するための一覧表、台帳、管理簿

照会や依頼に関する内部の決裁、報告、引き継ぎに使われた記録

照会や依頼への対応経過や結果を記録した文書

上記 1～3 に該当する記録が全部または一部でも存在する場合は、その記録を開示してください。

記録が存在しない場合には、その不存在の理由を明確に説明してください。旨の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）がなされた。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報について、開示することにより、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第78条第1項第5号の公共の安全等に関する情報を開示することになると判断し、本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し令和8年4月1日付けて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、対象文章を開示するように求める。」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 時間の経過により秘密性が失われている点

現在から見て6～17年前の古い記録に関する請求であり、古い記録の照会事実が、現在の警察の捜査方法や能力を明らかにし、将来の犯罪を容易にするおそれがあるとは考えにくく、実施機関は、「過去の捜査情報でも支障が生じる可能性がある」と抽象的に述べるのみで、具体的な危険について何ら説明していない。

(2) 「捜査の秘密」と「行政運営の記録」を混同している点

通信会社への照会が行われたという事実や、それを管理する台帳、管理簿は、警察の行政運営活動の記録であり、捜査業務と合わせて存在の有無を含め秘密にすることは、外部からのチェックを避けるための組織的な防御に過ぎない。

(3) 具体的な可能性の欠如

法第78条第1項第5号を適用するには、不利益が生じる「相当な理由」が必要であり、警察の理由は抽象的な推測にとどまり具体的な問題等の説明が全くない。

(4) 権利の不均衡を正す必要性

警察が持つ、市民を一方的に監視・把握する権限に対して、本人がどのように扱われているかを確認する権利（個人情報開示制度）は、将来の不利益を防ぐための重要な手段である。

(5) 具体的な嫌疑がないことと「捜査の支障」の矛盾

請求者は、対象期間において、一度も逮捕、勾留、起訴、任意の取調べすら

受けておらず、通信照会の存否を回答することが、いかなる「将来の捜査への支障」をもたらすというのか。

- (6) 近年、全国の警察で、仕事の権限を悪用して個人情報勝手に調べる不正なケースが相次いでいる。

請求者は、自分の個人情報が仕事とは関係のない私的な目的で使われたのではないかと疑い、この請求を行っている。

- (7) 最高裁判所令和7年6月3日第三小法廷判決（令和5年（行ヒ）第335号）は、行政機関が情報を一律に非公開とすることを認めず、各情報ごとに「本当に非公開とする必要があるのか」を具体的に検討すべきであると判断している。本件処分は同判決の趣旨に反しており、違法であると考ええる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

過去に、警察が犯罪捜査目的で特定の個人に対する照会等の捜査活動を行っていた事実の有無が明らかとなった場合、当該特定個人が犯罪を企図する者であれば、その捜査活動の事実があったときには、自らに捜査の手が及んでいたことを知ることとなり、証拠隠滅を図ったり、捜査の裏をかいて犯行を行うなどの対抗措置が講じられるおそれがあり、逆に捜査活動の事実がなかったときは、捜査の手が及んでいないことを知って犯行を繰り返すなど将来の犯行を容易にするおそれがあるなど、過去の捜査活動であったとしても、現在又は将来における犯罪捜査その他の公共安全等に支障を及ぼすおそれがある。

なお、このような保有個人情報を保有していた場合には「不開示」として、保有していない場合には「不存在」とすれば、「不開示」としただけで当該保有個人情報を保有していたこと、すなわち特定個人に対する捜査活動を行っていたことを明らかにすることとなるため、当該保有個人情報の有無にかかわらず、「存否応答拒否」とすべきである。また、警察が、当該特定個人について「犯罪を企図する者」と認識している場合には「存否応答拒否」とし、「犯罪を企図する者」と認識していない場合には「不開示」又は「不存在」とすれば、「存否応答拒否」としただけで、警察が当該特定個人を「犯罪を企図する者」と認識していることとなることから、このような開示請求に対しては、開示請求者が誰であるかにかかわらず「存否応答拒否」の決定をせざるを得ない。

2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

本件開示請求は、「過去に請求人に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する保有個人情報」について開示を求めるものと解し、請求人の主張に対し、以下のとおり弁明している。

(1) 「時間経過により秘密性が失われている」との主張について

警察が過去、特定個人に対する捜査活動を行ったか否かの事実については、過去の捜査活動であったとしても、現在又は将来における犯罪捜査その他の公共安全等に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 「「捜査の秘密」と「行政運営の記録」を混同している」との主張について

捜査活動を管理するための、いわゆる行政的な公文書であっても、その中に、法第 78 条第 1 項各号に規定する不開示情報が含まれる場合があり、当然、本件処分のように、開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、「存否応答拒否」の決定をすることとなる。

(3) 「具体的な可能性の欠如」との主張について

法第 78 条第 1 項第 5 号の規定は、実施機関の裁量を尊重する趣旨の規定であると認められるが、特定個人に対する捜査活動の有無を当該特定個人に知られることは、警察が公にしたり、当該特定個人に知らせている場合を除き、捜査に支障を生じるものであり、このことは、警察のみならず、広く一般においても理解されていると考えられる。

(4) 「権利の不均衡を正す必要性」との主張について

開示請求に対して、法の規定に基づき、開示、不開示、存否応答拒否の判断をすることは、個人の権利を害するものではない。

(5) 「具体的な嫌疑がないことと「捜査の支障」の矛盾」との主張について

特定個人に対する逮捕等がなかったとしても、当該特定個人に対する照会等の捜査活動が行われていないとは言えず、警察が過去、特定個人に対する捜査活動を行ったか否かの事実については、過去の捜査活動であったとしても、現在又は将来における犯罪捜査その他の公共安全等に支障を及ぼすおそれがある。

(6) 「自分の個人情報が仕事とは関係のない私的な目的で使われたのではないかと疑い、この請求を行っています。」との主張について

請求人の憶測に基づくものであり、理由がないと考える。

3 結論

本件処分は、何ら違法、不当な点はなく妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、2009 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に、請求者自身の契約にかかる通信回線について、警察が通信会社等に対し、犯罪捜査目的での照会や情報提供の依頼をしたことがわかる記録や、その照会先や照会等の内容に係

る記録及び照会等に係る警察の内部管理記録の開示を求めている。すなわち、「過去に請求人に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する保有個人情報」の開示を求めるものである。

2 法の規定について

(1) 法第 81 条（存否応答拒否）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(2) 法第 78 条第 1 項第 5 号（公共の安全情報）

行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として定めている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、法第 81 条の規定に基づき本件処分を行っている。そこで当審査会では、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

(1) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

本件対象保有個人情報は「過去に請求人に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する情報」と思料されるが、請求人によると「対象期間において、一度も逮捕、勾留、起訴、任意の取調べすら受けていない。」とのことであり、対象期間（過去）における自身が認知していない自身に対する捜査活動の有無についての開示請求と認められる。

実施機関によると「過去、警察が犯罪捜査目的で特定の個人に対する照会等の捜査活動を行っていた事実の有無が明らかとなった場合、証拠隠滅を図ったり、捜査の裏をかいて犯行を行うなどの対抗措置が講じられるおそれがあり、また、捜査の手が及んでいないことを知って犯行を繰り返すなど将来の犯行を容易にするおそれがあるなど、過去の捜査活動であったとしても、現在又は将来における犯罪捜査その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある。」との主張であり、確かに過去の捜査活動であったとしても、現在又は将来における犯罪捜査その他の公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(2) 存否応答拒否の該当性について

実施機関によると、「このような保有個人情報を保有していた場合には「不開示」、保有していない場合には「不存在」とすれば、「不開示」としただけ

で特定個人に対する捜査活動を行っていたことを明らかにすることとなり、また、警察が、当該特定個人について「犯罪を企図する者」と認識している場合には「存否応答拒否」とし、「犯罪を企図する者」と認識していない場合には「不開示」又は「不存在」とすれば、「存否応答拒否」としただけで、警察が当該特定個人を「犯罪を企図する者」と認識していることとなることから、このような開示請求に対しては、当該保有個人情報の保有の有無や開示請求者が誰であるかにかかわらず「存否応答拒否」の決定をせざるを得ない。」との主張は首肯することができる。

よって、本件請求にかかる保有個人情報の存否を答えることにより、警察が犯罪捜査目的で請求人に対する照会等の捜査活動を行っていた事実の有無が明らかになると認められ、法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報を開示することとなると認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報を開示することとなるため、法第 81 条に基づき本件処分を行ったことは妥当である。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和8年7月3日	諮問庁から諮問書を受理
令和8年7月24日	審査会（審査）
令和8年8月21日	審査会（審査）
令和8年9月3日	答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
福 崎 龍 馬	弁護士	会長
大 串 祐 子	学識経験者	
尾 崎 友 哉	長崎大学情報データ科学部 副学部長・教授	
島 成 佳	長崎県立大学情報システム学部 教授	
平 山 愛	弁護士	